



保育園との交流
(高田馬場第一保育園卒園式で)

地域で民生委員・児童委員の活動に協力していただいているボランティアの方です。高齢者の方や子どもの見守り、学校や地域で民生委員・児童委員が携わっている行事など、地域の実情に応じて区が協力をお願いしています。

協力員とは

地域で民生委員・児童委員の活動に協力していただいているボランティアの方です。

充実させるため、児童福祉を専門に担当します。児童関係機関等との連絡・調整や児童委員との協働・協力活動を通して、児童の健全育成や児童福祉の推進に努めています。

心して自立した生活が送れるよう、皆さんと区や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動しています。生活する上でお困りのことについて相談を受けたり、区の担当課や関係機関を紹介し、必要なサービスが受けられるよう支援しています。

また、区や社会福祉施設等のサービスの内容や利用方法を分かりやすく説明するなど、情報を提供するほか、さまざまな福祉事業に協力しています。

主任児童委員の活動

民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねています。児童・妊産婦・ひとり親家庭などの相談を受けたり、地域で子どもたちが伸びと成長できるよう、区や関係機関と連携しながら、子育て支援のネットワークにも参加し、児童福祉の向上にも努めています。地域の幼稚園・保育園などの交流も積極的に進めています。

民生委員の活動

区では4月1日現在、厚生労働大臣から委嘱を受けた294名の民生委員・児童委員、都知事から委嘱を受けた15名の民生・児童委員協力員が、地域で幅広い福祉活動を行っています。

民生委員・児童委員は、福祉の仕事に理解と熱意があり、地域の実情に詳しい方です。また、個人の人格

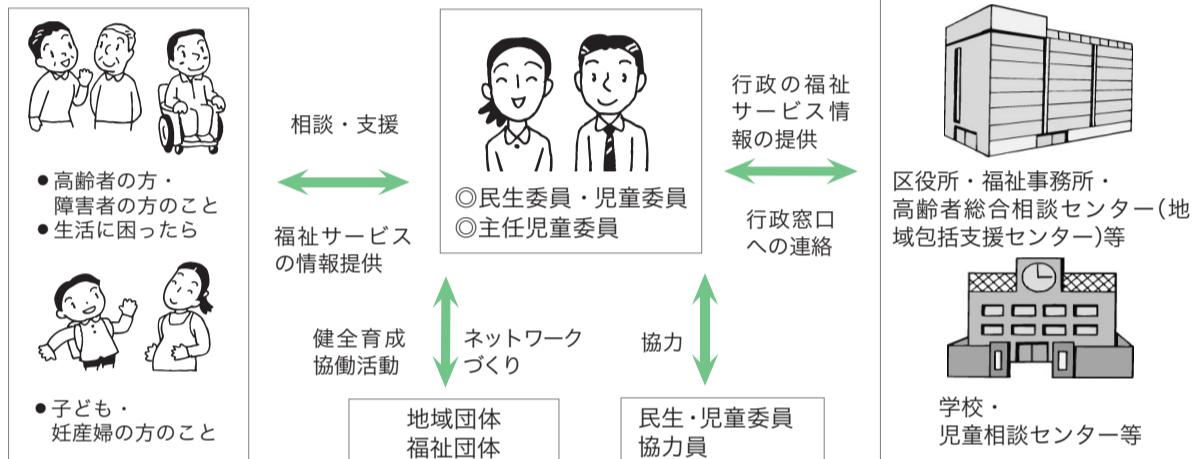
児童委員の活動

を尊重し、秘密を守ることが法律で義務付けられています。生活の中で困っていること、悩んでいることについて、お気軽にご相談ください。担当の民生委員・児童委員が分からぬときは、お問い合わせください。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係（本庁舎2階）☎(5273)3517へ。

広げよう 地域に根ざした思いやり あなたのまちの 民生委員・児童委員

地域でこんな活動をしています



長寿(後期高齢者)医療 被保険者証の詐取にご注意を

他県や都内他自治体で、後期高齢者医療広域連合や自治体の職員を装い、被保険者証をだまし取る事例が発生しています。「被保険者証の更新時期など」と言い、被保険者証を渡すように指示するものです。

現在、被保険者証の更新はしていません。ご自宅に不審な訪問者があつたときは、絶対に被保険者証を渡さず、お近くの警察署にご連絡ください。

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係（本庁舎4階）☎(5273)45

地震に強い住まいにしませんか

建築物等耐震化支援事業を拡充

マンションなどの非木造建築物に耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断を無料で実施

今後予想される首都直下地震など、いつ発生してもおかしくない巨大地震に備え、区では、建築物等の耐震化支援事業を行っています。

今回は、21年度から拡充した耐震化事業についてお知らせします。助成の要件や申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】地域整備課（本庁舎8階）☎(5273)3829へ。



木造住宅等の工事監理費用の一部を助成

区民の方が安心して工務店等に耐震工事を依頼できるよう、耐震診断登録員による工事監理に要する費用の一部（上限8万円）を助成します。

【対象】次のすべてに該当する方
▼昭和56年5月31日以前に建築した鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨・鉄筋コンクリート造の建築物

【対象】次のすべてに該当する方
▼延べ面積の半分以上を住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿（ワンルームマンションを除く）として使用している

【対象】次のすべてに該当する方
▼昭和56年5月31日以前に建築した木造（在来軸組構法）建築物で、2階建て以下の住宅・専用住宅・共同住宅・店舗等併用住宅である

【対象】次のすべてに該当する方
▼区の耐震化支援事業で耐震調査・計画を行った
▼区の耐震診断登録員が行う監理業務である

【募集戸数】19戸
【申込資格】区内在住で住宅に団塊、世帯の収入が所得基準表（下表）の範囲内の方。詳しくは募集案内をご覧ください。

【申込み】募集案内に折り込みの申込書に記入し、住宅課へ郵送してください。5月25日㈪～6月

【問合せ】住宅課区立住宅管理係（本庁舎7階）☎(5273)3787へ。

【所得基準表】
●単身者・一般世帯
●障害者等の世帯

家族数	年間所得金額
1人	0～189万6千円
2人	0～227万6千円
3人	0～265万6千円
4人	0～303万6千円
5人	0～341万6千円

※所得金額は所得税法上の所得金額をいい、給与所得控除後または必要経費控除後の前年中の所得金額です。計算方法は「募集案内」をご覧ください。

※家族数には申込者本人を含みます。家族数6人以上の場合はお問い合わせください。

療広域連合や自治体の職員を装い、被保険者証をだまし取る事例が発生しています。「被保険者証の更新時期など」と言い、被保険者証を渡すように指示するものです。

【対象】次のすべてに該当する方
▼延べ面積の半分以上を住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿（ワンルームマンションを除く）として使用している

【対象】次のすべてに該当する方
▼昭和56年5月31日以前に建築した木造（在来軸組構法）建築物で、2階建て以下の住宅・専用住宅・共同住宅・店舗等併用住宅である

【対象】次のすべてに該当する方
▼区の耐震化支援事業で耐震調査・計画を行った
▼区の耐震診断登録員が行う監理業務である